

中小企業振興会議の構成及び開催時期等について

1 稲沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」）の構成等

(1) 稲沢市中小企業振興基本条例検討会議（以下「検討会議」）の構成

① 検討会議委員は15人以内（第1項） → 実際の委員数は10人

「稲沢市中小企業振興基本条例検討会議設置要綱」第4条

② 検討会議委員の構成（第2項）

| 区分 | 委員（敬称略） | 合計10人 |
|-------------------|------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 栗林、（愛知県オブザーバー） | 1人 |
| (2) 中小企業団体等の代表者 | 井野、上田、小澤 | 3人 |
| (3) 商工関係団体の代表者 | 羽賀（大企業）、村瀬（農業） | 2人 |
| (4) 金融機関の代表者 | 佐藤 | 1人 |
| (5) その他市長が必要と認めた者 | 石川、服部（公募）、今井（公募） | 3人 |

(2) 振興会議の構成案

① 稲沢市中小企業振興基本条例第13条

第1項 市は、中小企業を振興し、地域経済の持続的な発展を推進するため、稲沢市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

第2項 振興会議は、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴取し、中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。

第3項 振興会議の組織、構成員その他運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

→ 「稲沢市中小企業振興会議設置要綱」（案）を制定し構成等を規定

② 振興会議委員の構成（案）

| 区分 | 委員（敬称略） | 合計12～20人 |
|-------------------|--------------------------------|----------|
| (1) 学識経験者等 | 経営経済分野等の大学教授等、国・県中小企業担当者等 | 1～2人 |
| (2) 中小企業団体の代表者 | 商工会議所・商工会ほか中小企業団体の役職員 | 3～6人 |
| (3) 商工関係団体等の代表者 | 関係機関（支援機関、大企業、金融機関、教育機関）、農業団体等 | 4～6人 |
| (4) 公募委員 | 中小企業経営者、市民 | 2～3人 |
| (5) その他市長が必要と認めた者 | 市民活動団体、労働団体等役員、市経済環境部長 | 2～3人 |

(3) 委員の任期

第1期：令和5年11月条例施行後に推薦・委嘱、公募委員は募集・選定から
令和7年3月31日まで（令和5年度後期～令和6年度）

第2期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（令和7年度・8年度）
以降2年毎を任期とするもの

2 振興会議の開催時期（案）

令和5年

- 10月下旬 中小企業団体等への委員推薦依頼、委員公募について広報等で周知
- 11月上旬 推薦等委員委嘱、第1回条例振興会議日程を決定し案内
- 11月中旬 公募委員選任、公募委員委嘱
- 11月下旬～12月初旬 第1回条例振興会議開催
 - (1) 委員長・副委員長の選任
 - (2) 中小企業調査の実施内容について
 - (3) 令和5年度中小企業支援策（以下「支援策」）の現状
 - (4) 第2回振興会議における検討議題等について

令和6年

- 2月下旬 令和6年度当初予算議会上程
第2回条例振興会議日程を決定し案内
 - 3月中旬 第2回条例振興会議開催
 - (1) 中小企業調査の集計結果について
 - (2) 令和5年度支援策見込報告
 - (3) 令和6年度支援策について
 - (4) 議題提案事項・支援策改正に向けて
 - 9月中旬 第3回条例振興会議開催
 - (1) 令和5年度・令和6年度支援策の推移報告
 - (2) 令和7年度支援策の改正案
- その後は、毎年度9月・3月に振興会議を開催

3 振興会議での協議が想定される事項

- (1) 中小企業の現状を把握するための調査内容（目的、対象、時期、質問項目等の決定）
- (2) 支援策に関する情報収集（国・愛知県・稲沢市の施策、先進地の施策等）
- (3) 中小企業振興策に関する効果検証（市支援策の実績、効果測定手法の検討、検証）
- (4) 新たな支援策の企画検討
- (5) 中小企業振興ビジョン・産業振興計画等の策定
- (6) 中小企業団体との役割分担
- (7) 中小企業振興会議をサポートする会議体の設置
- (8) 中小企業振興基本条例の改正